

I 南面東門（壬生門）の調査（第122次）

平城宮跡発掘調査部は昭和55年3月18日から平城宮南面東門（壬生門）跡の発掘調査を開始し、門の基壇・南面大垣および二条大路などを明らかにし、7月18日にすべての調査を終了した。発掘面積は約3100㎡である。

平城宮南面東門周辺地域の平城宮造営以前の地形は、第2次内裏地域から南に延びる小支丘の南に広がるやや平坦な沖積地である。調査地の中央部には東西方向の市道が通っており、この市道は平城宮南面大垣の位置と推定されていた。水田は東南に向って一筆ごとに低くなっており、発掘区の北と南では1mほどの高低差がある。

遺 構

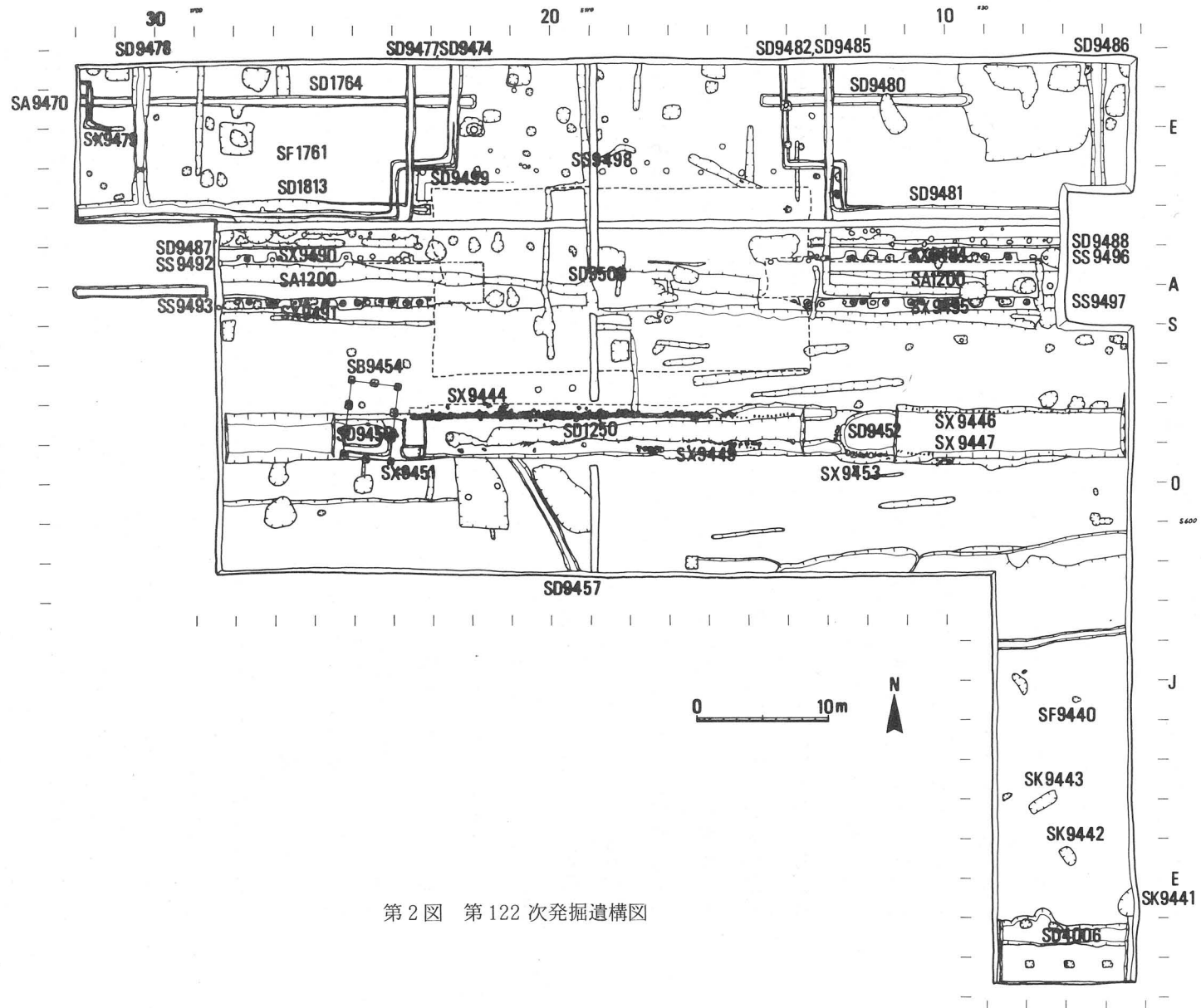
検出したおもな遺構は平城宮の門基壇・南面大垣・二条大路・宮内東西道路、それに平城宮以前の土壇墓・斜行溝・平城宮以後の掘立柱建物である。

1 平城宮の遺構

門基壇 SB 9500 基壇上部は著しく削平され礎石や根石は残っていないが、基壇基礎築成にあたっての掘込み地業が行なわれており、その輪郭によって門の規模を推定できる。基壇掘込み地業の規模は東西28.9m、南北14.0mである。この基壇掘込み地業は南面大垣の東西両端をそれぞれ3.6mほどとり込み、この大垣部分を除いて、南半の地業を最初に行ない、次いでその北半を、最後に基壇西側の中にとり込んだ大垣の部分で行なっている。掘込み地業は北側がバラス混じり砂質土と粘質土を5～10cmの厚さで交互につき固めているのに対し、南側は砂質土と粘質土を積み上げただけで、北側ほどしっかりした築成はしていない。掘込み地業の深さは北側の残存状態の良い所で80cmほどある。この掘込み地業北西側の北西縁に接し、幅約60cm、深さ1cmの地覆石拔取り痕跡があり、この中に凝灰岩の粉末が残っていることから、基壇外装は壇正積と考えられる。さらに掘込み地業の北縁の北側1.2mに小柱穴（径0.4m、深さ0.2m）が東西10間分並んでいる。これは門建築時の足場穴SS 9498であろう。

南面大垣 SA1200 門基壇の東で18m、西で27mにわたって検出した。西側の
大垣は、現在の市道の高まりがそのまま大垣の築土で、高さ0.5mほど残っている。
しかし、東側の大垣は市道が南にやや寄っており、築土は、後世の耕作に伴う削
平により基底部分のみを残すだけである。大垣は浅く掘込み地業を行っており、
その基底幅は2.7mであり、門位置で21.6m途切れている。大垣の築土はバラス混
じり砂質土と粘質土を互層につき固めている。大垣基底部分から南・北側それぞ
れ0.1mの位置に大垣を版築で築成した時の堰板を支える添柱穴 SS 9492・9493・
9496・9497（径0.4m・深さ0.3m）が1.0～2.2m間隔にあり、また大垣の掘込み
地業から南北両側1.2mの所に素掘りの雨落溝 SD 9487・9488（幅0.4m・深さ0.2
m）がある。大垣の埴地の部分には、大垣の掘込み地業とは別の掘込み地業 S X
9490・9491・9494・9495が認められた。この地業は約2.5m間隔で壺掘り状に掘ら
れており、南北ほぼ対称で、地業の南北距離は4mほどである。地業の深さは40cm
ほどであり、粘質土で埋めている。添柱穴をこの埴地部分の地業の埋土上面で検
出しており、大垣は埴地部分の地業より遅れて構築されたことが明らかである。
脇門は門心から西側41m、東側33mの間では検出できなかった。

二条大路 SF 9440 大垣心から南12mで北側溝 SD 1250、南49mで南側溝 SD 4006
を検出した。SD 1250は幅4.2m・深さ0.9mの素掘りの東西溝である。発掘区の東
側では護岸の杭が0.5m間隔に打ちこまれている。門基壇掘込み地業が行なわれた時
に門基壇前面のみ両岸を32mにわたって人頭大の石を5段積みあげ、護岸してい
る。南側の護岸石は奈良時代に既に崩れており、一部に補修の石やシガラミが認
められた。後にこの護岸した箇所は下層の堆積土を除去せずに黄褐砂質土で完全
に埋められ、北側溝は門の東・西端で止まる浅い素掘り溝 SD 9450・9452となり、
両端部のみが玉石一段で護岸される。近世にSD 1250の南護岸石と北護岸石東側
は抜き取られた。門の前の、SD 1250にかかる橋の痕跡は検出できなかった。南側
溝 SD 4006は幅1.7m・深さ0.5mの素掘り溝である。北側溝と南側溝との間は二条
大路々面にあたり、その幅は35.2mである。SD 4006南側の築地は後世の地下げに
より、検出できなかった。



第2図 第122次発掘遺構図

宮内東西道路 SF 1761 大垣心の北 9 m の所から幅 7.4 m の東西道路 SF 1761 があり、この SF1761 の南北両側溝は門基壇の北側で約 21.7 m 途切れている。北側溝 SD 1764・9480 は幅 0.8 m・深さ 0.1 m である。南側溝 SD 1813・9481 は後に 2 度同位置で改修されており、最後の溝は幅 1.1 m・深さ 0.4 m である。北側溝は地山ときわめてよく似た土で埋められており、特に砂・粘質土等の堆積物はなく、短期間に埋められたものと考えられる。発掘区西拡張区の北側溝 SD 1764 の埋土上には南北幅 2.8 m・厚さ 0.1 m ほどの黄褐色砂質土層が一部認められた。この土層の下に南北の暗渠 SX 9479 が設けられ、木樋が一部残っている。平城宮第 32 次補足調査において、南面大垣の北 13 m で築地基壇 SA 4150 を検出しているため、今回検出した黄褐色砂質土層も築地基壇の積み土と考えられる。南側溝 SD 1813 A・9481 A は、大垣の築地が構築されたとき黄褐粘質土で埋められ、雨落溝 SD 9487・9488 が掘られた。さらに門基壇の掘込み地業が行なわれた際に、再び旧南側溝の位置に素掘りの東西溝 SD 1813 B・9481 B が掘られ、門基壇の北側両隅で、基壇にそって鉤形に折れ曲がる南北溝 SD 9474・9482 (幅 0.6 m・深さ 0.2 m) と合流している。両南北溝間の距離は 25.4 m である。後にこの鉤形の南北溝 SD 9474・9482 を砂で埋め、門基壇の東・西側で東西溝と直交する南北溝 SD 9477・9485 (幅 0.6 m・深さ 0.2 m) に改めている。この南北溝間の距離は 31.6 m である。また門基壇心から東・西 36.2 m の所に掘られた南北溝 SD 9478・9486 (幅 0.8 m・深さ 0.3 m) も東西溝に合流している。これらの南北溝が築地 SA 9470 の下を通る位置に暗渠の施設がみられないことから、南北溝が掘られた時には築地はとり払われていたものと考えられる。南北溝 SD 9477・9478・9485・9486 からはこれらが合流する東西溝 SD 1813 C・9481 C と同じく多量の瓦が出土しており、宮の終末期にこれらの瓦が投棄されたものであろう。

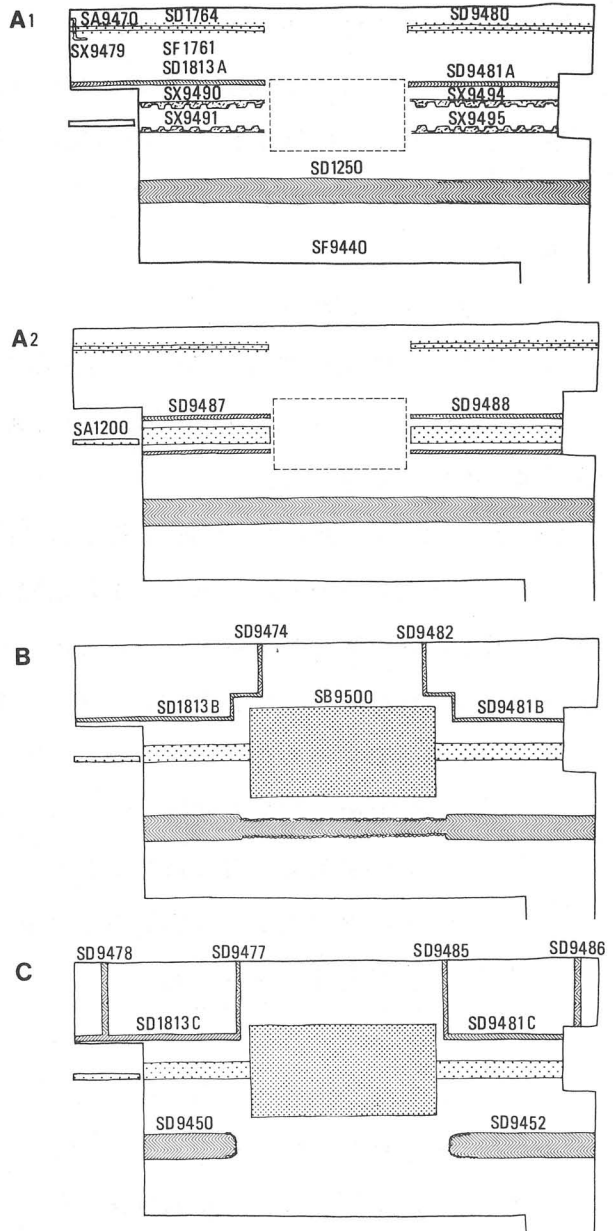
今回の調査で検出した奈良時代の遺構の概要は上述の如くであるが、これらの遺構は、門基壇、大垣、二条大路の側溝、宮内道路と東西・南北溝の掘削・重複・埋め戻しより以下の 3 期に大別できる。なお、A 期についてはさらに A1・A2 期の 2 小期に分けられる。

A1期 大垣築成予定位置の南北両側でそれぞれ2.5mの間隔をもって壺掘り状の掘込み地業 SX 9490・9491・9494・9495がある。この地業は門の位置で21.6m開いているが、門基壇の痕跡は検出できなかった。二条大路北側溝 SD 1250 は素掘りである。宮内の東西道路 SF 1761の北側溝SD 1764・9480は早い時期に埋め戻され、その上に築地 SA 9470が構築された。

A2期 大垣 SA 1200を築成し、宮内道路南側溝 SD 1813 A・9481 Aを埋め戻し、大垣の雨落溝SD 9487・9488を掘っている。この大垣にとりつく門基壇の痕跡は検出できなかった。築地 SA 9470および二条大路北側溝 SD 1250はA1期と同じ位置である。

B期 門基壇 SB 9500の掘込み地業を行なっている。掘込み地業を行なうにあたって、大垣の両端それぞれ3.6mを門基壇の中にとり込んでいる。新たに東西溝SD 1813 B・9481 B・南北溝SD 9474・9482を掘り、また二条大路北側溝 SD 1250は門の前面32mだけ人頭大の玉石で護岸・整備している。

C期 門基壇・大垣はB期と同じである。南北溝SD 9474・9482をSD 9477・9485に改め、また門前の玉石で護岸をした二条大路北側溝を埋め戻し、門の東・西端で止



第3図 第122次遺構変遷図

まる浅い素掘りSD 9450・9452に改めている。

2 その他の遺構

平城宮以前の遺構 二条大路SF 9440で弥生時代の土壌SK 9441・9442・9443と古墳時代の斜行溝SD 9457を検出した。

平城宮以降の遺構 門の西南において、北で東に振れる南北棟の掘立柱建物SB 9454を検出した。この建物は二条大路北側溝が完全に埋った後に、側溝埋土の上に建てられている。桁行3間（1.9m等間）、梁行2間（1.8m等間）で、柱の掘形は一辺が0.6mの方形である。

遺物

1 奈良時代の遺物

おもに二条大路北側溝SD 1250と大垣北側の東西溝SD 1813・9481・南北溝SD 9478・9486から出土した。特に二条大路北側溝下層から木簡・瓦・土器と共に多数の木製人形ひとがたが出土した。

木簡 144点出土した。年紀のあるものは「□亀四年」「天平三年」「天平四年」「天平六年」の4点である。また霊亀元年から天平十二年頃まで施行された郷里制による記載を有するものが3点、それ以降の郡郷制による記載のあるものが4点ある。内容的には、文書様木簡・付札・習書等があり、また『和名抄』に記載されていない従来未知の郷名も2点ある。次にいくつかの积文をかかげる。

・脩前國上道郡安度郷立原里 犬マ□足三斗 并六斗
川得□□三斗

・但馬國養父郡賀母郷白米五斗

・伊豆國賀茂郡□日郷矢田マ多米志調□

・右五人進二階 正八位下

・□奴大魚之自家尔浪人集令住事問給申久□

・内侍高田丹比門出八日多治

・造兵司移衛門府 大楯尔粹事 以前尊物脩理已訖宜 (表)

兼状知以今日令運仍具状以移 (裏)

天平三年十二月廿日從七位上行大令史葛井連「□足」

瓦 軒瓦 135 点、道具瓦 8 点、刻印瓦 11 点出土した。軒瓦の中で丸瓦と平瓦の各時期ごとの出土点数は以下のようである。

時期	軒瓦	軒 丸 瓦	軒 平 瓦	計
I 期		72 (内藤原宮式42)	6 (内藤原宮式 5)	78
II 期		17	18	35
III 期		1	4	5

これらの軒瓦の中で平城宮瓦の編年 I 期の瓦の出土点数が多く、その中でも藤原宮式が半数以上を占めている。この割合はこれまでの大垣関係の調査においてもほぼ同様の結果を得ている。道具瓦には面戸瓦 5 点・鬼瓦 3 点がある。なお、刻印としては、「目」「田」「矢」「伊」の 4 種類がある。

土 器 出土土器の大半は土師器・須恵器の食器類であり、平城宮土器編年で II 期から III 期（養老 5 年から天平勝宝年間）にわたっているが、II 期に属する土器の出土点数が多い。これらの土器の中には蹄脚硯 1 点、転用硯 47 点、墨書土器 20 点、ヘラ描土器が 4 点ある。墨書土器には「兵部」「兵厨」「兵部厨」「民厨」「大」「三番」「金」「道」などがある。

木 製 品 木製品として人形 207 点、刀形 1 点、鳥形 1 点、舟形 1 点、削り掛け 1 点、曲物 3 点、鎌柄 1 点、しやもじ 1 点、ヘアピン 1 点、雲形飾板 1 点、付札状品 2 点、また竹製品として籠が 4 点出土した。人形は 5 cm 前後の小型のものから 30 cm 近いやや大型のものまであり、顔や胸・手・足の作り方にもいくつかの種類がある。また、顔だけでなく冠や衣服まで表現した例、表面には呪語、裏面には「重病受死」と墨書した例などもある。

金属製品 帯金具(巡方)が 1 点出土した。この巡方は黒漆塗りである。この他、和同開珎が 2 点出土した。

2 その他の遺物

小判形の土壌から弥生式土器破片が 10 数点出土した。また斜行溝から 5 世紀後半に属する土師器・須恵器が多量に出土した。

まとめ

今回の調査において、南面東門（壬生門）・大垣・二条大路を一体として明らかにするとともに、出土遺物から、朱雀門あるいは南面東門での儀式の一端を明らかにし、また、南面東門付近の官衙を推定し得たことは大きな成果であった。以下その要点をあげておく。

A期の門の痕跡は検出できなかったが、小規模な門が存在していた可能性が高い。A1期の大垣犬走り位置の地業については、将来の南面大垣調査の機会を待ってその性格を明らかにしたい。B期の門の規模は平城宮西面中門とほぼ同じであり、朱雀門に次ぐような大規模な門でないことが判明した。次にA～C期の各造営時期については、二条大路北側溝下層から出土した木簡の年代や瓦・土器の型式より、A1期が和銅の造営時に、B期の門・門前二条大路北側溝の整備が聖武天皇即位を目標とした養老5(721)年頃に始まる造営に、C期の門前二条大路北側溝の埋め立てが天平宝字の改作時の造営にかかわる可能性がある。

次に遺物についてであるが、まず注目すべきものに人形がある。人形は宮内でこれほど多数・多型式のものがまとまって出土した例は今までにない。人形はいろいろな祭祀に使用されたと考えられており、祓の儀式においても使用されただであろう。『法曹類林』によれば毎年6・12月の晦日に大伴壬生二門間の大路で大祓が行なわれたとある。これが平城宮のことを指しているとするれば、今回出土した人形は朱雀門—壬生門の大路で行なわれた大祓の儀式に使用されたものと見てもよかる。官衙の所在を推測しうる資料として墨書土器や木簡があげられる。それは「兵部」「兵部厨」「兵厨」「民厨」と記した墨書土器、「造兵司移衛門府大楯并粹以前尊物事脩理已訖耳」「右五人進二階正八位下」と記した木簡である。これらに関連する官衙は、九条家本「延喜式」宮城図によると八省院の西南に兵部省が、東南に式部省、民部厨が位置していることと、また、『延喜弾正式』によれば、それぞれ門に近いところにある官司への運送物品が規定されていることから、平城宮においても、南面東門の近くに「兵部省」「兵部厨」「式部省」「民部厨」が存在していたものと推測される。